

それいゆ

発行 稲城市総務部庶務課女性・青少年問題担当
〒206 稲城市東長沼2221 ☎78-2111



もくじ

'92いなぎの女性のつどい.....	2
私のパートナー 小倉修さん小倉ゆき子さん.....	6
東京都消費者問題海外交流調査団報告.....	8
稲城市女性行動計画推進協議会発足.....	11
特集-育児休業法成立の背景と法のあらまし.....	12
愛称が決りました.....	16

♪♪ 小さなコンサート ♪♪



指揮：藤島照子
ピアノ：和田幸枝
合唱：コール歌々詩

開会式は、稲城の女性の歩み展を背景にして、公民館ロビーで行われ、清らかなエーデルワイスの歌声で幕が開きました。

◆オープニング



女と男でつくるいなぎ

— '92 いなぎの女性のつどい —

一月二十八日(日)稲城市立中央文化センターにおいて、「女と男でつくるいなぎ」をメインテーマに、「92いなぎの女性のつどい」が開催されました。
今年のつどいは、展示部門・シンポジウム部門・交流部門の三つの部門で構成され、稲城の女性活動の先駆者達から学び取り組み、稲城の教育・老後・環境問題についての話し合い、そして最後に交流会がなごやかに行われました。

宇多川貴美子
実行委員長の
あいさつ
「楽しく語り
合い、まなび
あつ、心に残
る『女性のつ
どい』に」

石川良一市長のあいさつ



参加者アンケートより

- * 今年成人式を迎えた若者が、千人余り稲城に在住しています。今日のような稲城の歴史を聞き「女と男でつくるいなぎ」のシンポジウムにぜひ参加して欲しかったと思いました。若い世代と場を同じくして語り合えば、もつと素敵なお会になったと思います。
- * 市の職員、学校の先生等の参加を望む。毎回参加しているが、今回は大変良かった。参加者もつと多いと良い。
- * 男性の参加と発言がありよかったです。
- * シンポジウムで、三つの分野のつながりが見えてよかったです。
- * タイムリーな三本の柱だったと思う。

◆展示

稲城の女性の歩み展

——ロビー展示——

一月二十五日(土)から三十一日(日)までの一週間、公民館ロビーにおいて、戦後から今日までの稲城の女性の活動が一目でわかる「稲城の女性の歩み展」が行われました。



※ 展示資料
 婦人会活動
 新生活運動
 PTA活動
 公民館女性活動
 女性のつどい
 婦人連絡協議会
 消費生活展
 女性の歩み年表

貴重な「稲城村婦人会々報」No.1号昭和26年6月21日発行も展示されました。

「稲城村婦人会々報」
 稲城村婦人会
 会報 No.1
 号昭和26年
 6月21日発
 行も展示さ
 れました。

「稲城村婦人会々報」
 発刊の言葉
 稲城村婦人会は、戦後、稲城村に在りて、婦人の生活の向上と、社会の発展に努むることを目的として、この会報を発刊することとした。この会報は、稲城村の婦人の生活の現状と、その向上の途程を明らかにし、また、稲城村の発展に資する情報を提供するものである。この会報を通じて、稲城村の婦人の生活の向上と、社会の発展に努むることを期す。

No. 1
 26.6.21

◆トークサロン

いなぎにエネルギーを吹き込んだ女性たち

トークサロンでは、昭和二十三年稲城村に婦人会が結成されて以来、半世紀にわたる女性の歩みが、富永ヨシ子さん、勝山道子さん、千崎恵子さん達によって語られました。
 活動の歩みを、後輩に語り継ぎたいという思い、そして、先輩の歩みに学びたいという思いのあふれたトークサロン会場でした。

富永さんからは、婦人会活動・婦人学級・生活学校の歩みについて、富永さんご自身の活動の軌跡とともに語っていただきました。
 昭和二十年に婦人参政権が実現してから、民法改正等、女性の地位に関わる法制度の改変によって、婦人教育の必要性があった当時のこと、また昭和二十三年に稲城村婦人会が結成され、産児制限の学習会や、敬老会の団体となった催しを行ったこと、農繁期には託児所を開設したこと等を初めとして今日の稲城を築いてこられた女性の歩みを、当時のエピソードを交えて話して下さいました。



勝山さんからは、中央公民館建設運動当時のこと、今日の女性のつどいの団体となった第一回稲城市婦人のつどいを実施した時のこと、消費者展の原点となった活動など、稲城のまちづくりと伴に歩んできた事業の原点を知ることができたお話しでした。
 「何か事に当たるといふとき、いろいろ勉強をしなければなりません。しかしやってみないと、いふ事はないのです。思ったことと、実際にやってみると、全然違う。いろいろな言葉が、印象的でした。」



千崎さんからは、一九八〇年「国連婦人の十年」中間年当時から、稲城の婦人のつどいに関わって来られた千崎さんの活動とあわせて、いなぎの女性のつどいの歴史を語っていただきました。

一九七六年に始まった稲城市婦人の集いが一九八〇年に、ケニヤで行われたNGO大会に参加された富永さんの報告をきっかけに、婦人問題の視点をしっかりと据えようとした取り組みになっていったこと、つどいで提出した要望書の受皿団体の必要性から「いなぎ・ウィメンズ」が結成されたこと、女性模擬議会を開催するまでにいたった時のこと、参加券を発行して自前で実施してきた時期のこととして今日の「いなぎの女性のつどい」にいたるまでの経過を婦人のつどいの生成期・発展期・安定期・そして新たな方向へと意味づけ、話してくださいました。



◆シンポジウム

今年の課題討議は、「みんなでおあうよいなぎの未来」と題して、「教育」「老後」「環境」問題についてシンポジウム形式で実施されました。



短い時間の中で、大きなテーマへの取り組みでしたが、三つのテーマの根底に流れるものは一つ（人権問題）ではないかと考え、同じテーブルの上で、三つの課題の報告、助言そして活発な意見交換が行われました。さらに、今年の全体テーマは、「女と男でつくるいなぎ」であることから、少しでも男女共同参加社会をめざすシンポジウムになるよう、男性の参加も積極的にはたらきかけ、共に考えることの大切さを確かめることのできたつどいとなりました。

【環境問題】

レポート 森下和子
講師 藤田綾子

森下和子さんから、「ゴミ問題の解決のためには何かが一緒に考えたい」という立場で、稲城のゴミ・リサイクルの現状と、ゴミ処理の基本的考え方、さらに解決に向けての提案等がありました。



講師の藤田さんより、「ゴミ問題は、個人でできること、地域全体でやること、自治体でやることを確認しあい、一人ひとりの足元から、ライフスタイルを変えていくことが必要。」

さらに、「だがゴミだが、立派な政治問題である。何らかの形で取り組むことはとても大事である。その基本は教育」等の助言がありました。



【老後問題】

レポート 小俣 仁子
講師 五木田 時子

小俣さんから、「稲城の在宅サービスの現状について」と題して、寝たきりの人に、寝たきりにならないために、ひとり暮らしの人に等、稲城市が行っている福祉サービスの現状と、サービスの充実、通所型施設整備の必要性、障害を持つ高齢者も参加できる公民館事業の必要性などが報告されました。

講師の五木田さんより、「高齢者自身がサービスや制度を知らないことは問題」という指摘や、「自分がこの町ですとつとをいを全うしたいのなら、30代後半から50代のうちに自分たちの将来のためにどういうメニューを用意したらよいか考えておくことが重要」であること、また、「学校教育の中にボランティア教育、福祉教育を制度として入れていくらよい」等の提案をいただきました。

会場からボランティアの役割についてや高齢者の使う紙オムツと「ミ」問題との関連なども出されました。



【環境問題】

レポート 三村 節子
講師 半田 たつ子

三村さんから、「いなきの未来のために、いま教育を考える」と題して、新設小学校でPTAを作る動きの中で体験したことをもとに、環境を整えていく大人の役割について問題提起がありました。



講師の半田さんからは、「ミ」や高齢者の問題も、未来を生きる子ども達のための町づくりも、障害を持つ人が住みやすい町づくりも、結論は教育の問題になっていくこと。さらに、「教育の問題は、課題をあなた任せにしないかどうか自分を見据えて、私たちのあり方そのものを変えていくことから始まる」という、一人ひとりの認識の基本を問い直されるお話がありました。

シンポジウムのまとめにかえて

「教育・老後・環境問題を考えていくとき、すでに教育を受けて大人になっている私達自身の中に、人間の尊厳を大切に考える方がどれだけあるかを問う必要があります。

政治も教育も、一番弱い立場、一番不利益をこうむっている高齢者・障害者・子ども達



の人間の尊厳を大切にすることをから出発しなければならぬし、それはとりもなおさず私たち一人ひとりの課題なのだと思います。また、男性から「男も参加してやっていたいかなければ」という声が出たことは、稲城の新しい夜明けを物語っていると思います。この会が来年に向けて大きく発展していくことを期待しています。みんないい人生を送りましょう。いい友達をつくりましょう。」

半田さんの、この言葉を最後にシンポジウムがはじけくられました。



◆交流会



交流
会、
出会い
とつながり
を
確かな
ものに。

私のパートナー

ブーンと美味しそうな臭いがほわわとくる、お昼の学童クラブ室。給食のない土曜日や、春・夏・冬の休みは、お弁当持参でやってくる子どもも連日ある。「いつもお父さんの手作りのお弁当。それがまたきれいに盛りつけてあって、美味しそう」という情報を聞き、「我が家では、お弁当はいつもお父さんが作ります」という小倉家をお訪ねして、お父さんが作る「ゆえん」を（夫妻にお聴きしてみました）。

♡ 小倉ゆき子さん

○ お弁当は、お父さんが作るからお聞きしてきましたが、小倉家では食事づくりはどの様にされているのですか。

日曜日から金曜日までは、朝食も夕食もだいたい私がつくります。夫は帰りが遅いので、夕飯をつくる条件がありませんから。

そのかわり、土曜日と日曜日は、朝から全て夫がやります。

私も仕事と家庭で、いつも時間に追われる生活をしていますから、土曜日と日曜日の丸一日を解放してもらっています。それがないと、ストレスがたまってしまう……

○ 今回のこのお弁当の中の厚焼き卵も、お父さんの手作りですか。

お父さんしかできないんです。遠足の時も特に「お父さんのお弁当がないとダメ」と子どもが言いますのよ。」「そう言われるとつい作ってしまう」「言ひお父さんだ」

♠ 小倉修さん(43歳)

♡ 小倉ゆき子さん(43歳)



♠ 小倉修さん

○ 女は家庭にいて家事育児、男は外で仕事という性別役割分業意識が、日本の社会では特に根深いと思うのですが、小倉さんのお宅では、家事や子育てについてご夫妻でどの様に考えていらつしやいますか

男と女とが関係なく、どっちも一応なんでもできるんてはと話しています。一人でも生きていかなければならない訳ですから、女性も男性も、家事や育児が出来なくてはいけないと思うのですが。

二人でやれば、楽になるはずですし、二人でやるにしても、一人の足りないところをもう一人が補つというより、一緒にやるという感じですよ。

子育てについては、保育園生活がとてもよかったですと思っています。大勢の人達の、多くの目の中で育つことが大切だと思います。

人は完璧な人間ではないわけですから、むしろ、一人で育てる方が不安で、大変だと思いますよ。

○ 仕事と家庭の両立は、いかがですか。

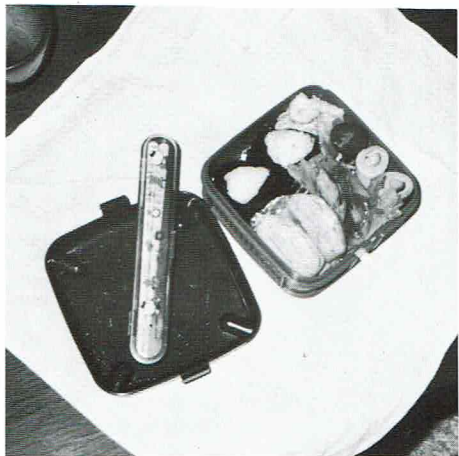
子どもたちは、家で一番ダメなのはお母さんだと思っているのではないかしら。お弁当もお母さんのは、ザクザクしてダメと言います。

昔、上の子が保育園時代とき、何でもきかぬとぞびせついで、子どもを取っ組み合いもしましたが、小学校に入學して、担任の先生から、「子どもは自然に育てればよい」とアドバイスを受け、肩の力がぬけました。

今は、優秀な親でなくても良いと思つて子どもに関わっています。

ただ、会社では後家の頑張りではないけれど、悪い意味で使う時の女の仕事と言われないうように努力しているつもりです。

たまご焼き、ハム、マカロニサラダ、鯖オムレツの入った色合いもきれいなお弁当



小倉修さんと小倉ゆき子さん(ご夫妻は、和世さん(小学校4年生)と拓君(小学校2年生)の四大家族。矢野口在住。

修さんは出版業、ゆきさんは保険会社代理店経営という共働きのご家庭。

ゆきさんは、忙しい間をぬって今年の92いなぎの女性のつごいの実行委員(シンポジウム部門長)としても活躍してくれました。



日曜口にもかかわらず、わざわざお弁当を作って待っていてくださった小倉(修)さんに感謝/感謝/それにしても、こんなにさわやかに男女の関係の基本を語ってくださった男性に会ったのは久しぶりでした……。

女の子シリーズの本、中高校生だけでなく、子育て中の方、女性問題の原点を知りたい方にオススメです。

家事も育児も共同という考え方はまだまだ少ないと思うのですが。

性別役割分業で生活が成り立ってれば疑問を感じないのではないのでしょうか。それに案をしないですね。ただし、一人が案をすれば、案でないもう一人の状態があるわけです。それが見えていなかったり、見えていても誰かがやってくれば、やらなくてすむわけですから。

僕にしても、できるだけ(家事から)逃げたいという気持ちがないわけではないかもしれませんが、相手も仕事をしていますから、家事をしなくてもいいという理由がありません。

○ 女の子のための本を出版されたとか。どんな本ですが。

がんばれ女の子シリーズと言つ本で、①「女だから」のふしね、「わだちりて」の愛と性」といふ本です。②まで出す予定です。中学・高校生に特に読んでもらいたい。もちろん娘にも読ませたいし、娘のためにもいっしょに読んで出版しました。

○ 著者は、魔女つくくらぶとありますが、駒野陽子さん、村田晶子さん等、女性問題の専門家の方々によるものですね。

本並にいいものを作ろうと、頑張つて作った本です。題名の通り日常生活の中には、女だから「ふしねが」いっしょにいます。

せ、ひ、女の子には読んでもいい本です。

今、アジアが私達に問いかけること

～平成三年度東京都消費者問題海外交流調査団に参加して～

街づくり生活会議 岩井 佐代子

東京都生活文化局より、都内消費者団体へ東南アジアへの生活物資の安全性についての交流調査団員募集があり、論文調査で十名が選ばれその一人として私は参加しました。

一月十九日から二十六日まで、タイ、マレーシア、シンガポールと三カ国の消費者団体、関係省庁、生産工場等との交流、調査を行いました。

短く慌ただしい旅でしたが、そこで出会ったアジアの女性達のことをお話し、遠いと思っていた彼女達が、私達にとっても近い存在であることを感じていただけたいと思います。



タイ

六時間の空の旅、眼下に広がるタイの国は想像以上緑がえしく、蛇行した川と人家が泥に埋もれているという感じだった。首都バンコクは、ものすごい車の渋滞と排ガスの街。それを物ともせず屋台で食べる人、道路を横断する人、物を売る人と東京では味わえない素朴さと活気に満ちていた。

植民地になったことがなく、古い歴史と豊かな文化が形として残っている。また、世襲性による貧富の差が今なお存在することは、タイの近代化を通り越している大きな要因であろう。

高速道路をはさんで建つスラム街とアパートにも、傾きながら食料を運ぶ三輪のゴトラックとゴキモーターも鮮やかに飛ばす日本車にも、富の偏在は明らかだった。

〈エビ加工工場の女性達〉

日本との合弁会社を訪問した。クーラーが



加工工場で作業する女性従業員

きいた百畳余りの部屋に、若い二十代の女性達百人位が一方向を向いてエビの殻をむいている様は、息苦しく圧倒された。

八時間立ちっぱなしで一日六百円の賃金。物価が安いこともあるが、友人同士で住み、出勤は四輪トラックの荷台の上。食事は屋台で百円。残りの殆どを故郷に送金する。就業率は95.5%と女性が多く、賃金格差はない。

この会社では社会保険や労災などが完備され、ベターな職場と言えるかもしれない。他にマクドナルド社のフレイオフィッシュユとなる。『まだら』の加工を一手にやっている。

女性は概してよく働き、男性はお金を持つとすぐ賭博に使ってしまうらしい。

結婚するより同棲が多く、気に入らなければ経済的自立の出来ている女性の方から別れるとのことだった。



タイの屋台

〈消費者保護委員会女性担当〉

行政の重要な部分にも女性が多へ、首相直轄のこの委員会の長を務めるのも女性だった。官公庁には学閥が強くあり、彼女などはエリート中のエリートなのだろう。食品の安全性、米問題、全て別の省庁の担当なので、一般的な質問に答えにへもない。期待していただけに残念だったが、反対の立場で考えれば、制度もやっと出来た所に来られて迷惑千万だったかもしれない。

〈茶室の女性達〉

外貨収入の第一位は、食品加工・繊維産業だが、二位は観光収入である。夜のタイを色彩するため『商品』として売られてくる少女の話は余りにも有名な。売ら

ざるを得ない農村部の貧困がある。男性はみな一度は仏門に入り、徳を高めるといふ。その同じ国で、女性を人間と認めない『性搾取』に憤りを感じる。

そういう場に行く機会はなかったが、今回聞く所によると、『茶室』と書かれた部屋で待つ少女たちは、日本名で呼ばれているとのこと。それほど日本からの客が多く訪れるということなのだろう。成田からの機内で酒宴の社内旅行の一行がいて、その傍若無人振りには呆れ果てた。同じバンコックで降りたかと思うと、恥さらしなことほしないでと祈りにも似た気持ちをもった。

マレーシア

緑あふれる国という第一印象。タイ同様、日本企業の進出は七百社に及ぶ。日本に追いつき追い越せと、緑を資源に工業化を図る国の姿勢が通商消費者の対応からもうかがわれる。

熱帯雨林の乱伐について、『計画的伐採であり、植林も行っているので心配には及ばない』とのことだった。先住民族に文明の光を、との一概に否定できない論もあったが、人権や環境無視の開発が日本企業により行われているのは事実だ。

〈AOCU(注)の女性達〉

日本の大きな消費者団体も、この国際消費者機構に属している。各国の情報交換や連携を行うと共に、ユニセフ、FAO等国連機関へ代表を送り影響を与えている。

先進国が発展途上国に押しつけている数々の問題を、冷静・的確に伝えていく活動が、ボランティアの女性達によって支えられていることに深く感銘を受けた。



シンガポール

淡路島位の面積の観光と商業の国。食料も全て輸入に頼り、安全性のチェックは環境問題と同じく厳しい。

校庭で柔道をしたり、上半身で教練を受ける子ども達をよく見かけ、お国柄を感じた。ただ余りの制度の徹底に、疑問を感じなくもない。

〈ヤオハン〉

日本資本の大手スーパー。マレーシアと同じく多民族国家なので、どの人達にも合わせて品揃えは豊富。買物の女性客は、品物を手に取り入念に選んでいくので、傷みが激しく困るとの話だった。華僑の商売の巧みさには舌をまわすか。

今回の旅を振り返って

今回の旅を振り返ると、欧米から見ると、
寧ろ日本という国を良く知ることができたよ
うに思う。

タイからは、私たちが失ってしまった家族
の団欒や絆。マレーシアからは、多民族国家
としての理解と協調。シンガポールからは、
環境国家としての厳しさを考えさせてくれ
たように思う。

日本が過去に行った戦争の爪痕を見る旅で
はなかったが、現在東南アジアで行っている
日本の在り様が、男性共々、私達女性の課題
として問われているのではないだろうか。



IOCUの前で

エビの話

日本は現在、世界最大のエビ輸入国で30年
前に比べると五倍近くを食べている。

女性の就業率の上昇などによる外食産業、
インスタント・シールド食品の開発が行われ
結局、発展途上国の人達がいくら働いても、
海の向こうのエビが廉価な労働力と共に、格
好の食材として注目された。

しかし、私達が食べるエビを、根こそぎ漁
ることで、その地域に住む人達が食べていた
魚が育たなくなり、人々は都会に出て働くか
マングロープの林を切り拓いて、日本資本の
介入したエビ養殖池や加工工場で働かざるを
えなくなり、缶詰めの魚を口にできるしかなくな
った。また、彼らの手にした金で、日本製
の車、ビデオ、バイク等が買われることも多
い。

利益のほとんどは多国籍企業の属する先進
国に吸い上げられてしまい、自国が潤うこと
はない。たとえ潤っても、結局は一部の金持
ちに限りられてしまう。「日本の行くOODA」



日本に送られるエビの袋

もこの図式である。相手国までが立ち行く様
な関係での援助なり、開発が大切で、それが
国家間の将来を約束するものと思う。
日本の「食」の豊かさの向こうに在る人達
の暮らしか、冷凍され遠い海を渡って運ばれ
るエネルギー量や、鮮度を保つために加えら
れる添加物等を考えると、程々の暮らしの必
要性と自国の生鮮食品を大切にしたい生活の見
直しが必要な時ではないかと思う。

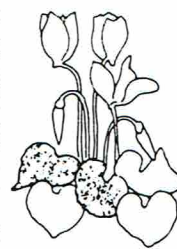
注 IOCUとは

IOCUとは、国際消費者機構のこと。
現在は七十九国百八十八団体が加盟。
非営利、非政治的な消費者団体の国際
機関として活動。本部は、オランダのハー
グにある。地域事務局は3カ所あり、
マレーシアのパナン島にあるのは、マジ
ア太平洋地域事務局。
日本の加盟は六団体。正会員は、日本
消費者協会、日本消費者連盟、通信会員
は、国民生活センター、主婦連合会、全
国消費者団体連絡会、薬害・医療被害情
報センターが加盟している。



※稲城市女性行動計画を推進するために

稲城市女性行動計画推進協議会が発足



稲城市女性行動計画を推進するために、稲城市女性行動計画推進協議会が、発足（平成三年十一月）しました。

稲城市女性行動計画は、女性に関する市の施策を体系化・総合化したものですが、その内容については、広範かつ多岐にわたっています。したがって、この計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が不可欠です。

そこで、市民の推進体制の整備の一つとして、稲城市女性行動計画推進協議会を設置し、市内の推進活動とあわせて、計画の実現を図っていく活動をしていきます。

活動内容としては、一年の任期の中で、市が進める女性問題を解決するための施策の進捗状況をもとに計画の推進について協議し、市に提言を行っていくことになっています。

第一回目の協議会では、市長から十人の委

員に委嘱状が渡され、委員の互選により会長に千崎委員、副会長に中溝委員が選ばれ、今後の進め方について協議を行いました。

第二回目は、市の基本計画と組織、及び市内の女性活動の状況についての把握を行いました。

第三回目は、平成三年度の進捗状況について調査結果をもとに協議を進めていく予定になっています。

稲城市女性行動計画推進協議会委員名簿

氏名	住所	備考
会長 千崎 恵子	平尾3-7-5 平尾住宅55-406	市民
副会長 中溝 悉	平尾1-59-7	市民
稲 益 和 子	調布市多摩川15-3-1 ネオコーポ403	学識者
茂 木 信 幸	日野市日野台2-19-25	学識者
八 木 敦	八王子市南大沢 5-6-1-807	学識者
安 西 初 江	矢野口2057	市民
安 藤 由美子	東長沼1988-11	市民
宇多川 貴美子	平尾1171-1	市民
小 俣 仁 子	矢野口993	市民
佐久間 英 子	向陽台5-9 リベレ向陽台1-402	市民



「男も家庭、女も仕事」の時代へ

育児休業法制定の背景と法律のあらまし



平成三年五月八日に成立した「育児休業法に関する法律」が、いよいよ四月一日にスタートします。育児休業法は、この職場でも、男女どちらでも、子どもが一歳になるまで育児休業がとれることを規定した法律です。育児休業法を活用して充実させていくために、法制定の背景と法のあらましについて、考えてみたいと思います。

(法制定の背景については、三月十九日に実施した職員研修会(弁護士中島通子さん)の講義の一部の要約、あらましについては、労働省婦人局の資料の一部を掲載しました。)

○ 育児休業法の成立について

男女共にとれる育児休業法の成立は、私自身大変感慨深いものがあります。

今から十六年前の、一九七六年にスエーデンを訪れたとき、育児休業法(両親休暇)がすでに実施されており、しかも90%の賃金保障がされておりました。当時、女性の労働大臣が現職のまま育児休業をとって出産したと聞き、大変驚かされました。

日本では、女性大臣は十数年間に一人いるかないかという状況です。これから国際社会の一員として、日本の果していく役割を考えると、人権にかかわるこの法律の制定の意義と、内容の大切さを考えざるをえません。

十六年前にスエーデンで見てきたこの法律を、日本でも作りたいと運動を始め、六年前には野党共同の法案を参議院にだしました。しかしながら、継続審議になったり、廃案

になったり、なかなか進展しなかったのですが、平成二年の十二月に急遽政府が法案を作り、大急ぎの審議で平成三年の五月八日に成立しました。そして十二月には、国家公務員の育児休業等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律も成立しました。

○ 育児休業法成立の背景

法律がバタバタと成立した背景は何だったのでしょうか。



女性達の要求が非常に強く、それらの運動が実って成立したのででしょうか。残念ながらそこではありません。政府の提案は別の要素で動き始めました。

その一つは、出生率の減少です。1.57シヨツクが社会問題となったことは、存じの通りです。出生率の減少は、高齢化社会をどうやって支えていくのか、保険料をどうするのか、また介護をどうするのかという大きな問題をかかえることになりました。

出生率を上げるために法律が必要だったのですが、それだけでは、児童手当や控除を増やすなどの手だてをこればよいのです。

しかしそうしなかつた理由は、労働力の不足という背景があるのです。一九九五年ごろから、生産年齢人口(十五歳以上六十五歳未満)の絶対数がへつてくると言われています。

外国人労働者の受入れという考え方もありますが、仮に入れても人材不足が解消されない状況があります。構造的人手不足は必至で高齢者と女性をいかに活用するかが、企業が生き残る条件だとさえいわれています。

出生率の低下と労働力不足に対処するためにつき、女性が子どもを産み、働いてもらうために法律が必要となつたわけです。

これが法成立の背景なわけです。育児休業をとる人の立場にたつて見ると、休業中の所得保障などが不十分な点があります。しかし、勤務時間短縮の制度も選択できる等、画期的な内容も含まれ、法律を生かすことが期待されます。

○ なぜ男女がとれる法律になつたのか

法成立の背景(要因)は、出生率の減少と労働力の不足でしたが、男女がともにとれる法律になつたのは、国際化への対応という背景があります。

日本は一九八五年に国際的配慮の中で女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准しています。批准された条約の一つは、憲法の次に法的効力があります。

この女子差別撤廃条約の前文に、この法律の基本的理念が書かれているわけですが、ここに育児休業法が男女ともにとれる法律となつた根拠があります。

前文の後段で、「田性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別的根拠となるべきではない、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負つることが必要である」ことを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子にたいする差別の撤廃に関する条約を

けられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した」とあります。

この前文でいう田性の社会的重要性という田性のとらえ方は、妊娠、出産、授乳の三つに限定しており、日本の社会が言う広い意味の田性という使い方をしません。

従つて、妊娠、出産、授乳以外のこと、たとえば今まで女性がやってきた子育ては女性にしかできないことではなく、男性にもべきであることであり、むしろ男性にとつても子どもにとつても必要なことであり、子どもを養育は男女と社会の共同責任であることを強調しています。

育児休業法は、男性も女性も共に子育てを大事にしながらかつたための法律、日本人とわけて男性の働きかたを問ひなす法律でもあることも認識して、みんなでこの法律を活用し、だれでも安心して子どもを育てながら働き続けられる職場と家庭づくりを目指していきたいと思ひます。



出版情報

「婦人労働白書」 婦人労働の実情

労働省は婦人労働の実情をまとめた、九一年版「婦人労働白書」を発行しました。労働白書では、昨年の好景気と人手不足を背景に、女性の雇用者数が過去最高の千八百三十四万人を記録したことを明らかにしています。夫婦共働き世帯も、全世帯の三分の一を占め、女性の職場進出が一層進んでいることを裏付けています。

白書によると、全体の雇用者数に占める女性の割合は、過去最高だった前年をさらに上回り、三七・九%と、増加率、増加率とも男性を上回つたことがわかります。

また、パートタイム労働者七百二十万人のうち、約五百二十万人が女性で、三十五歳以上が全体の八割を占め、出産や育児を終えた女性が再就職をしていることがわかります。

三三情報

八王子労政事務所(稲城担当)では、四月一日から、パート労働相談に関する専用電話を設置します。

パート一〇番 ☎〇四二六・四一八二一〇

相談は秘密を守り無料です。

お気軽にご利用

♥ 育児休業法のあらまし

■ 法律の目的（法第一条）

「育児休業等に関する法律」は、育児休業に関する制度を創設するための規定のほか、育児休業のような前屈的な休業以外の方法で子の養育を容易にするための勤務時間の短縮等を事業主に義務付ける規定を設けています。

■ 育児休業の対象労働者（法第二条第一項 第三条第一項）

- この法律の育児休業をすることができるのは、一歳未満の子を養育する男女雇用労働者です。
- 日々雇用される者、期間を定めて雇用される者は除かれます。
- 労使協定で定められた一定の労働者も育児休業をすることができません。

■ 育児休業の申し出（法第二条）

- この法律の育児休業は、労働者の事業主に對する申出を要件としています。
- 育児休業の申出は、一定の方法により行わなければならないものとします。
- 申出の回数、特別の事情がない限り一人の子について一回に限られ、申し出る休業は連続した11期間の休業でなければならないものとします。

■ 事業主の義務（法第三条第一項、二項）

- 事業主は、要件を満たした労働者の育児休業法の申出を拒むことはできません。
- ただし、次のような場合に労働者が育児休業をすることができないこととする労使協定があるときは、事業主は育児休業の申出を拒むことができ、拒まれた労働者は育児休業をすることができません。
- ① 労働者が当該事業主に継続して雇用された期間が一年に満たない場合。
- ② 労働者の配偶者が常態として育児休業に際して子を養育できると認められる場合
- ③ その他労働者が育児休業をすることができないことと認められる合理的な理由があることと認められる場合

■ 育児休業期間その1（法第三条第三項）

- 育児休業をすることができるときは、原則として子が出生した日から子が一歳に達する日（誕生日の前日）までの間で労働者が申し出た期間です。

○ 申し出が必要ない時期に行われなかった場合には、事業主は一定の範囲で育児休業を開始する日を指定する権利を有し、育児休業の期間を短縮することができます。

■ 育児休業の期間その2（法第四条）

- 労働者は、一定の場合に育児休業を開始する日を繰上変更することができることにより育児休業の期間を延長することができます。
- 労働者は、一定の時期までに申し出ることにより事由を問わず育児休業を終了する日を繰下げ変更し、育児休業の期間を延長することができます。

■ 育児休業の期間その3（法第五条、第六条）

- 育児休業の期間は、労働者の意思に関わらず次の場合に終了します。
- ① 子を養育しなくなった場合
- ② 子が一歳に達した場合
- ③ 育児休業をしている労働者について産前産後休業又は新たな育児休業が始まった場合
- 育児休業の開始前に子を養育しなくなった場合には、育児期間の申出がなかったこととなります。
- 育児休業終了後11の開始前であれば、労働者は育児休業の申出を撤回することができます。その申出に係る子については、特別の事情がない限り再び育児休業の申出をすることができません。

■ 育児休業を理由とする解雇の制限

(法第七条)

○ 事業主は、育児休業の申出をしたこと又は育児休業を実際にしたことを理由として労働者を解雇することができません。

■ 育児休業に関連してあらかじめ定めるべき事項等(法第八条)

- 事業主は、次の事項について、あらかじめ定め、これを周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。
- ① 育児休業期間中の待遇に関する事項
- ② 育児休業後の賞金、配置その他の労働条件に関する事項
- ③ その他の事項

○ また、事業主は、このような定めを個々の労働者にあてはめた具体的な取扱いを明示するよう努力しなければなりません。

■ 雇用管理及び職業能力の開発向上に関する事項(法第九条)

○ 育児休業の申出や育児休業後の再就職が円滑に行われるようにするため、事業主は、労働者の配置その他の雇用管理、育児休業期間中の労働者の職業能力の開発及び向上等について必要な措置を講ずるよう努力しなければなりません。

■ 勤務時間の短縮等の措置(法第十条)

○ 一歳に満たない子を養育する労働者について、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にする何らかの措置を講じなければなりません。

■ 幼児期の子を養育する労働者に対する措置(法第十一条)

○ 事業主は、一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業又は勤務時間の短縮その他の子を養育することを容易にする措置に準じて必要な措置を講ずるよう努力しなければなりません。

■ 指針(法第十二条)

○ 労働大臣は、事業主の義務又は努力義務となつてゐる次の事項について、それぞれの措置の適切かつ有効な実施を図るため指針を定め、公表するものとします。

- 育児休業に関する定め、周知等の措置
- 雇用管理等に関する措置
- 勤務時間の短縮等の措置
- 幼児期の子を養育する労働者に関する措置

○ 労働大臣は、この指針に従い、事業主に対し助言、指導又は勧告を行う事ができます。

○ 労働大臣の助言指導、勧告の権限は、一定の範囲で都道府県婦人少年室長に委任されます。

■ 施行及び適用

(法第十七条、付則第一条、第二条)

○ この法律の施行期日は、平成四年四月一日です。

○ この法律は、国家公務員及び地方公務員を除く労働者に適用されます。

○ 常時二十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、この法律の育児休業に関する規定(解雇制限に関する規定を含みます)、育児休業に関する定め、周知等の措置に関する規定、雇用管理等に関する措置の規定、勤務時間の短縮等の措置に関する規定について平成七年三月三十一日までの間適用が猶予されます。この間、事業主は何もしなくてよいのではなく、育児休業や勤務時間の短縮等の措置に準じ必要な措置を講ずる努力義務が課せられることとなります。

公務員についても「国家公務員の育児休業に関する法律」、「地方公務員の育児休業に関する法律」等が平成四年四月一日から施行されます。



「いなぎの女性情報」

愛称は「それいゆ」

(太陽)



「いなぎの女性情報」を多くの方々に親しんでいただくために、愛称を募集した結果、一人の女性からいただいた「それいゆ」に決めました。

「それいゆ」は、フランス語で、太陽という意味です。

太陽は、平塚らいてうの「原始、女性は太陽であった」に始まる名文の中で、女性に勇気を与えてくれる言葉として魅力的な意味を持つて登場しています。

みずから光を発して輝き自立のイメージがあること、平仮名にひらいてありやさしさも伝わること、親しみやすい「ユウナス」があること等の理由で「それいゆ」に決定しました。

原始女性は太陽であった。

真正の人であった。

今、女性は目である。他によって生き、他の光にまつて輝く、病人のような蒼白い顔の目である。

啓て、「こに」青踏「は産声を上げた。

私共は隠されてしまった我が太陽を今や取戻さねばならぬ。

——「青踏」発刊に際して——

自分の力で輝く、太陽のような生き方をめざす「それいゆ」にしていきたいと考えています。



活動をネットワーク
しましよー！

稲城市婦人連絡協議会（婦連協）を「存じ」ですか。

婦連協は、市内で活動している女性グループのネットワーク組織として活動しています。小さな声を大きな声にしていくために、ぜひご入会ください。

また、婦連協は、女性の声の代表として、社会教育委員の会議や公民館運営審議会等に委員を送りだしています。

連絡先 稲城市婦人連絡協議会会長

宇多川貴美子（☎31 二八五四）

表紙絵

松江利恵さん（16歳 東長沼在住）

東長沼 庶務課 女性・青少年 問題担当御中	図書館でふと手にした 「稲城の女性」創刊号。 まず表紙に目を奪われ ました。黄緑のバックに 知的な人物のデッサン、 今後の「稲城の女性」 の発展が象徴されている 絵ですね。
平尾 Y・T	以下略

創刊号を手に入れたさつな方から、このお葉書をいただきました。

表紙を描いて下さっている松江さんは、昨年の女性のつどい「百人一首展」の中で、色紙に素晴らしい十一単衣の女性を描いてくださった方です。「女性のつどい」がきっかけとなって、紙面に登場していただきました。十代の若い世代の登場に、ご支援ください。



編集後記

「それいゆ」という名前をいただきました。

名前の由来に馴染まないよう、女性だけでなく男性にとっても新しい生き方の創造に役立つ情報を、提供していきたいと考えています。

ご意見、ご感想等をお寄せ下さい。